

重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 佐伯さつき会
主たる事務所の所在地	〒738-0222 広島県廿日市市津田854番地
代表者（職名・氏名）	理事長 吉田 久美子
設 立 年 月 日	平成7年9月14日
電 話 番 号	0829-72-2700

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンターゆうわせせらぎ園	
サービスの種類	第1号通所事業（介護予防通所介護相当）	
事業所の所在地	〒738-0213 広島県廿日市市友田280番地	
電 話 番 号	0829-74-4700	
指定年月日・事業所番号	平成20年9月1日指定	3472700834
管理者の氏名	山崎 文江	
通常の事業の実施地域	廿日市市の佐伯地域	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 営業日時・定員

営業日	月～土 ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	8：30～17：30
サービス提供時間	10：00～15：15
利用定員	30名

5. 事業所の職員体制

当事業所では、次の勤務体制でサービス提供を行います。

＜配置職員の職種＞

職 種	勤務形態	人数	勤務時間	備 考
管理者	常勤兼務	1名	8：30～17：30	
生活相談員	常勤専従	1名	8：30～17：30	1名をサービス提供時間帯に配置します。
	非常勤兼務	2名	8：30～17：30	
	非常勤兼務	3名	8：30～16：30	
介護職員	常勤兼務	1名	8：30～17：30	利用者15名まで1名、30人まで4名以上を標準的サービス提供時間に乗じた時間数の職員を配置します
	非常勤兼務	4名	8：30～17：30	
	非常勤兼務	3名	8：30～16：30	
看護職員	常勤兼務	1名	8：30～17：30	1名以上を配置し、健康管理等を行ないます。
	非常勤兼務	2名	8：30～17：30	
機能訓練指導員	常勤兼務	1名	8：30～17：30	看護職員が、機能訓練を行ないます。
	非常勤兼務	2名	8：30～17：30	

6. サービスの概要

(1) 食事介助 昼食時間は12：00です。

(2) 入浴介助 入浴又は清拭を行います。

(3) 排泄介助 排泄の介助を行います。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員により、心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練を実施します。

(5) 健康管理

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号通所事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料

【基本部分】

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (基本単位)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
通所型サービス イ	1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき) (事業対象者・要支援1)	17,980円/月 (1,798単位)	1,798円	3,596円	5,394円
通所型サービス イ	1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき) (事業対象者・要支援2)	36,210円/月 (3,621単位)	3,621円	7,242円	10,863円
通所型サービス ロ	1月当たりの回数を定める場合(1回につき) (事業対象者・要支援1)	4,360円/回 (436単位)	436円	872円	1,308円
通所型サービス ロ	1月当たりの回数を定める場合(1回につき) (事業対象者・要支援2)	4,470円/回 (447単位)	447円	894円	1,341円

ロ：一月の中で全部で8回までのサービスを行った場合

*地域区分7級地(1単位=10.14円)となります。小数点以下は切り捨てます。

上記の基本単価は、廿日市市で定める単価であり、これが改定された場合は、これら基本利用料は自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加 算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料 (基本単位)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
サービス提供体制 加算Ⅰ1(事業対象者・要支援1)	介護職員のうち勤続10年以上の介護福祉士が25%以上いる	88単位/日	26円/月	52円/月	78円/月
サービス提供体制 加算Ⅰ2(要支援2)	介護職員のうち勤続10年以上の介護福祉士が25%以上いる	176単位/日	53円/月	105円/月	158円/月

ウ) その他の加算（1月につき）

加 算 項 目	加 算 率	備 考
介護職員等処遇改善加算 （Ⅰ）	9.2%	基本サービスと加算サービス合計を足した単位数に乘じます。

※ 介護職員処遇改善加算は小数点以下を四捨五入します。

【減 算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から単位数が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算される単位数
短時間減算	介護予防ケアプランに4時間未満の利用を位置づけられる場合	－50 単位／月
同一建物減算 （事業対象者・要支援1）	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護サービスを行う場合	－376 単位／月 または－94 単位／回
同一建物減算 （要支援2）	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護サービスを行う場合	－752 単位／月 または－94 単位／回
送迎未実施減算	事業所が送迎を行わない場合	－47 単位／片道

* 基本利用料は、（基本単位＋加算単位）×9.2%×単位地域区分単価（10.14円）

* 地域区分7級地（1単位＝10.14円）となります。小数点以下は切り捨てます。

* 介護職員（特定）処遇改善加算は小数点以下は四捨五入します。

（注1）※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（2）その他の費用

①複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とされる場合には一枚につき20円の実費をご負担いただきます。

②レクリエーションのために使用する材料費について、事前に了承を得て実費をいただくことがあります。

③食費は、一食700円いただきます。

④通常の事業実施地域外への送迎費用

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいの地域と当事業所との間の送迎費用として、事業実施地域の境界を起点に、1kmを越えるごとに50円を加えた額をいただきます。

⑤オムツを用意されていない場合には、オムツ等の実費をいただきます。

（3）支払い方法

上記（1）及び（2）の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとに計算し、翌月15日前後に請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、郵送します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。 ひろしま農協 郵便局 広島信用金庫

口座振り込み	サービスを利用した月の翌月の２５日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 ひろしま農業協同組合 津田支店 普通口座 〇 〇 一 四 四 三 二 デイサービスセンターゆうわせせらぎ園
--------	--

金融機関の振込手数料は利用者の負担となります。

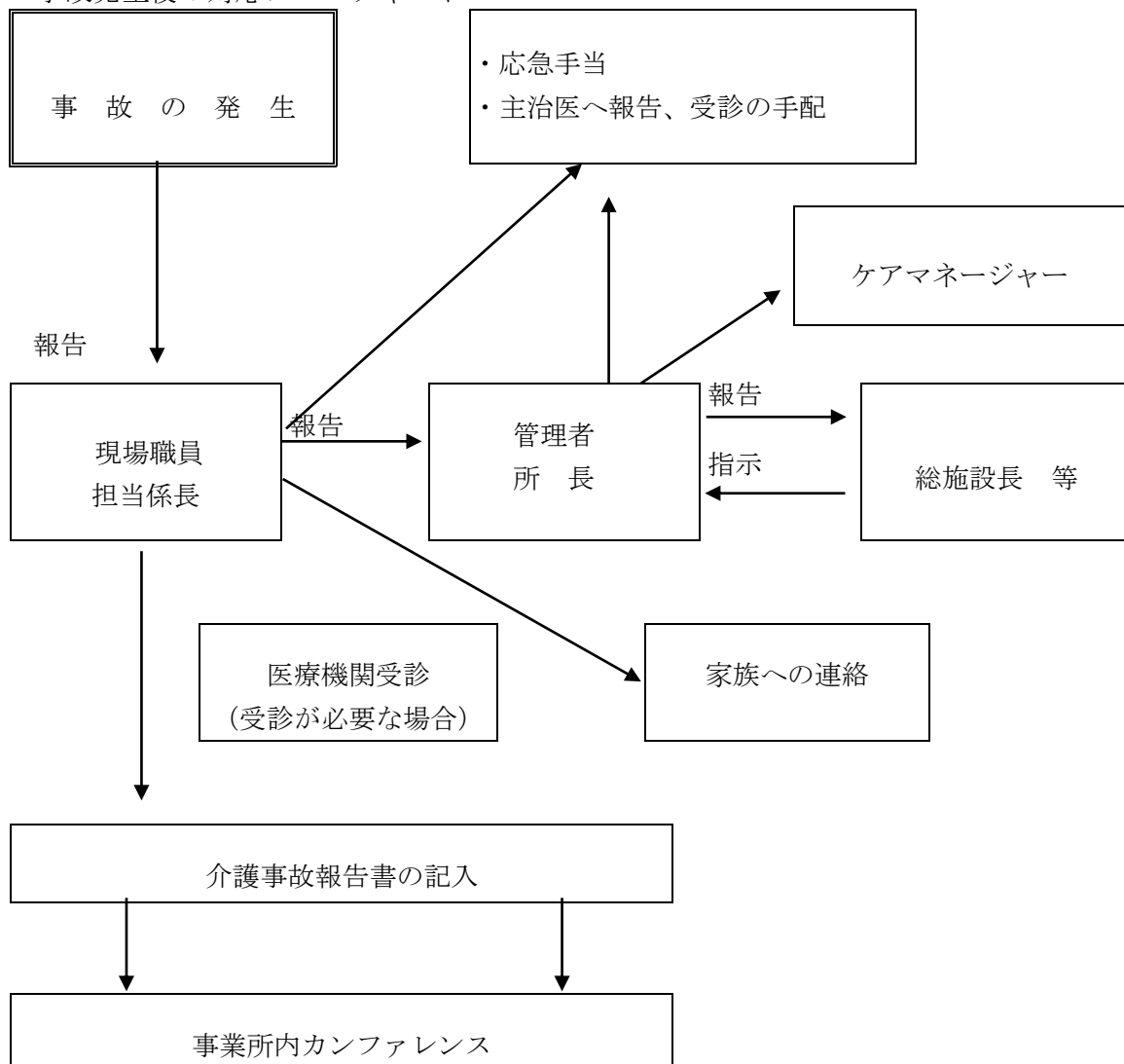
８．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

９．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター、サービス事業所等へ連絡を行い、「事故発生後の対応フローチャート」の要領で適切に対応します。

事故発生後の対応フローチャート



- ・事故発生要因を分析
- ・対応方針（ケアプラン）の策定
- ・職員への周知

- ・家族への説明・謝罪
- ・策定したケアプランの同意を求める

必要に応じ、市町村（保険者）へ報告

10. 苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する相談や苦情は、次の窓口で対応します。

本園お客様相談コーナー	電話番号	０８２９－７４－４７００
	FAX番号	０８２９－７４－４７０５
	窓口	山崎文江
	対応時間	８：３０～１７：３０
本園の第三者委員会	藤澤 美百合	電話番号 ０８０－３８８８－９２０５
	永尾 好彦	電話番号 ０８２９－７２－１８７１
	大西 美千代	電話番号 ０８２９－７４－０５５３

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	廿日市市役所高齢介護課	所在地 廿日市市新宮1-13-1 電話番号 ０８２９－３０－９１５５ FAX番号 ０８２９－２０－１６１１ 対応時間 ８：３０～１７：１５
	広島県国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 ０８２－５５４－０７８３

（３）円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ①苦情を受けた総務課（窓口）は、直ちにさいきせせらぎ園総施設長等に報告し、聞き取りなどの方法で調査を開始します。調査にあたっては、ご利用者とその関係者から公正で公平な立場に立って意見等を伺います。
- ②通所介護事業所を統括している所長は、苦情処理対策会に詳細な苦情内容を報告します。
- ③苦情処理対策会の組織は、さいきせせらぎ園総施設長を最高責任者とし、施設長、事務長・所長、各課長・次長その他の職員をもって構成されます。
- ④苦情処理対策会は、在宅課長の報告とサービス提供実施職員からの事情説明、意見等をもとに協議を行い、必要な措置を講じます。また、内容によっては法人役員、評議員会に報告を行います。
- ⑤苦情内容が、県、保険者、国民健康保険団体連合会等に関連したものであれば、連絡、報告を行います。また、損害等が発生するものであれば適宜法律の専門家に相談します。

（４）その他の参考事項

- ①苦情から必要な措置が講じられるまで、時間を置かず迅速に対応します。
- ②窓口で苦情内容の優劣等の判断を行うことはありません。些細な内容と思われても必ず、さいきせせらぎ園総施設長（施設長、事務長・所長）に報告します。

③苦情内容は必ず記録し、その後の経過、討議、処理内容等を記録します。

④苦情そのものが発生しないように、利用者に信頼を得られるような態度で接し、知識技能を高める研修を行います。

1 1. 虐待防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、

その結果について、従業者に周知徹底を行います。

(2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行います。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所の従業者または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを廿日市市に通報する。

1 2. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス従事者は次の該当する行為は行いません。

① 利用者もしくはその家族からの物品の授受

② 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

③ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(2) 利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、都合によりサービスの利用中止又は変更、もしくは新たなサービスを追加することができます。この場合、利用予定日の前日までにお申し出ください。

②サービス利用の変更、追加の申し出に対して事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用期間又は日時を利用者に提示して協議します。

(3) 体調や容体の急変

体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1 3. サービス提供における事業者の義務

事業所は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全確保やプライバシーの保護に配慮します。当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

(1) 利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。

(2) 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合は、医師と連携し、利用者から聴取、確認のうえでサービスを実施します。

(3) 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

(4) 利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

14. 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、施設利用者の共同の場としての快適性、安全性を確保するため、次の事項をお守り下さい。

(1) 持込の制限

利用にあたり、次のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- ・タオル、着替え等社会通念上持ち込むことが適切なもの

(2) 施設・設備の使用上の注意

- ①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ②故意及びわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③利用者に対するサービスの実施及び安全性等の管理上の必要があると認められる場合には、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

15. 守秘義務について

事業者及び事業者の従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は利用者の家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

16. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

17. 自己評価について

- (1) 年1回自己評価を実施します。

18. 第三者による評価について

第三者による 評価の状況	① あり	実施日（直近）	令和3年11月25日
		評価機関の名称	(一社) 広島県シルバーサービス振興会
		結果の開示	① あり 2 なし
	2 なし		

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、「第1号通所事業」介護予防通所介護相当サービスの「契約書」及び「重要事項説明書」を説明を行い交付しました。

事業者 所在地 広島県廿日市市津田854番地
事業者 社会福祉法人 佐伯さつき会

説明者 _____ 印

私は、事業者より「第1号通所事業」介護予防通所介護相当サービスの「契約書」及び「重要事項説明書」について説明を受け、同意しました。

契約者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

私は、本人の契約意思を確認し、契約者に代わってその署名を代行いたします。
署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(契約者との関係 _____)

代行の理由 ☐ 手指動作困難 ☐ 高 齢 ☐ その他 (_____)

電話番号① _____ (自宅・その他 _____)

電話番号② _____ (携帯・その他 _____)